

与島港臨港地区の指定について

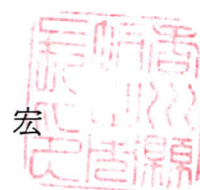
港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により与島港の臨港地区を変更したので、同法第38条第8項の規定により公告し、公衆の縦覧に供する。

平成22年5月10日

与島港港湾管理者

坂出市

坂出市長 綾



記

1. 臨港地区を指定する区域

坂出市与島町字東方，字小与島の一部

縦覧に供する図面表示のとおり

2. 臨港地区を指定する面積

7.94 ha

3. 縦覧場所

坂出市都市建設部港湾課